

○鳥取大学学位規則

昭和35年3月11日
鳥取大学規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条の規定に基づき、鳥取大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、学位を授与する。

- 一 本学を卒業した者
- 二 本学大学院において修士課程又は医学系研究科若しくは工学研究科の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)を修了した者
- 三 本学大学院において、博士課程又は医学系研究科若しくは工学研究科の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)を修了した者
- 四 本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者

(博士論文の提出)

第4条 前条第4号の規定に基づき、学位授与の申請をする者は、学位申請書に学位論文その他当該研究科所定の関係書類及び学位論文審査手数料5万7,000円を添えて学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程において標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文の審査を申請した場合には、学位論文審査手数料を免除する。

- 2 前項の学位論文の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 3 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返付しない。

(試験)

第5条 前条により学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻学術について、本学大学院の博士課程又は博士後期課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するため、試問を行う。

- 2 前項の試問は、口答及び筆答により行い、外国語については2種類を課する。ただし、研究科委員会が認めたときは、1種類とすることができる。
- 3 本学大学院の医学系研究科の博士課程において4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから2年以内に論文を提出するときは、第1項の試問を行わないことがある。
- 4 本学大学院の医学系研究科又は工学研究科の博士後期課程若しくは連合農学研究科の博士課程において3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者(工学研究科にあっては更に特別研究及び特別実験を行った上で退学した者)が、退学したときから3年以内に論文を提出するときは、第1項の試問を行わないことがある。

(論文の審査)

第6条 学位論文の審査は、各研究科委員会において行う。

- 2 前項の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることができる。
- 3 研究科委員会は、学位論文の審査のため必要があるときは、学位申請者に対して学位論文の副本、訳本及び標本等の提出を求めることができる。
- 4 博士の学位論文の審査は、原則として受理後1年以内に終了するものとする。
- 5 修士の学位論文の審査は、在学期間中に終了するものとする。

(研究科委員会の議決)

第7条 研究科委員会は、第3条第2号から第4号までに規定する当該学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の委員会は、委員総数(海外渡航中の者及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上(連合農学研究科にあつては過半数)の出席がなければ開くことができない。
- 3 第1項の議決は、出席委員の3分の2以上(連合農学研究科にあつては4分の3以上)の賛成を要する。

(学長への報告)

第8条 教授会が第3条第1号の議決をしたときは、学部長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第9条 学長は、前条の報告に基づき、学位記を授与する。

- 2 学位記を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。
- 3 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第7までのとおりとする。
- 4 別紙様式第7の英文学位記を交付した者には他の学位記は交付しない。

(論文の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表)

第10条 本学は、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位授与の日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位授与の前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の議を経て学長の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第11条の2 本学は、学位を授与するに当たっては、別表に掲げる区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 第3条第4号の規定により授与される学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定を準用する。

(学位の名称の使用)

第12条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教育研究評議会の議決により学位の授与を取り消すことができる。

(学位授与の報告)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告書を提出するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

附 則

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年6月15日鳥取大学規則第10号)

この規則は、昭和37年6月15日から施行する。

附 則(昭和38年3月15日鳥取大学規則第6号)

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月31日鳥取大学規則第15号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年5月1日鳥取大学規則第28号)

この規則は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月21日鳥取大学規則第13号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年8月23日鳥取大学規則第35号)

この規則は、昭和43年8月23日から施行する。

附 則(昭和49年3月16日鳥取大学規則第12号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月15日鳥取大学規則第14号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月14日鳥取大学規則第11号)

この規則は、昭和51年4月14日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年4月13日鳥取大学規則第10号)

この規則は、昭和59年4月13日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年4月14日鳥取大学規則第21号)

この規則は、昭和62年4月14日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成元年5月29日鳥取大学規則第42号)

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

附 則(平成2年3月22日鳥取大学規則第3号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月22日鳥取大学規則第8号)

この規則は、平成3年3月22日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月11日鳥取大学規則第48号)

この規則は、平成3年12月11日から施行し、改正後の鳥取大学学位規則の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成6年4月1日鳥取大学規則第14号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に工学研究科修士課程に入学した者は、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月13日鳥取大学規則第7号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月10日鳥取大学規則第28号)

この規則は、平成9年4月10日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年1月14日鳥取大学規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月10日鳥取大学規則第9号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に教育学部及び農学部農林総合科学科に入学した者は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年9月8日鳥取大学規則第50号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日鳥取大学規則第49号)

この規則は、平成12年12月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年1月5日鳥取大学規則第2号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年12月11日鳥取大学規則第64号)

- 1 この規則は、平成14年12月11日から施行する。
- 2 平成10年度以前に教育学部に入学した者については、改正後の別紙様式第1の備考1中「教育地域科学部」を「教育学部」に、備考3中「教地」を「教」にそれぞれ読み替えて適用する。

附 則(平成15年3月5日鳥取大学規則第12号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月9日鳥取大学規則第66号)

- 1 この規則は、平成16年4月9日から施行し、改正後の鳥取大学学位規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に教育地域科学部又は教育学部及び医学系研究科生命科学系専攻に入学した者は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月12日鳥取大学規則第1号)

この規則は、平成17年1月12日から施行する。

附 則(平成18年1月11日鳥取大学規則第5号)

この規則は、平成18年1月11日から施行する。

附 則(平成18年11月8日鳥取大学規則第129号)

この規則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則(平成19年3月14日鳥取大学規則第19号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に教育学研究科に入学した者は、この規則による改正後の鳥取大学学位規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日鳥取大学規則第26号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に連合農学研究科に入学した者は、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月3日鳥取大学規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日鳥取大学規則第42号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に農学部獣医学科に入学した者は、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月10日鳥取大学規則第58号)

この規則は、平成25年4月10日から施行し、改正後の鳥取大学学位規則の規定は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用する。

別表(第11条の2関係)

学位	学部, 研究科名	付記する専攻分野の名称
学士	地域学部	地域学
	医学部	医学(医学科を卒業した者)
		生命科学(生命科学科を卒業した者)
		看護学(保健学科看護学専攻を卒業した者)
		保健学(保健学科検査技術科学専攻を卒業した者)
	工学部	工学
	農学部	農学(生物資源環境学科を卒業した者)
獣医学(共同獣医学科を卒業した者)		
修士	地域学研究科	地域学(地域創造専攻の修士課程を修了した者)
		教育学(地域教育専攻の修士課程を修了した者)
	医学系研究科	生命科学(生命科学専攻の博士前期課程を修了した者)
		再生医科学(機能再生医科学専攻の博士前期課程を修了した者)
		保健学(保健学専攻の博士前期課程を修了した者)
		臨床心理学(臨床心理学専攻を修了した者)
	工学研究科	工学(博士前期課程を修了した者)
農学研究科	農学	
博士	医学系研究科	医学(博士課程を修了した者)
		生命科学(生命科学専攻の博士後期課程を修了した者)
		再生医科学(機能再生医科学専攻の博士後期課程を修了した者)
		保健学(保健学専攻の博士後期課程を修了した者)
	工学研究科	工学(博士後期課程を修了した者)
	連合農学研究科	農学

別紙様式第1

(大学(共同獣医学科を除く。)を卒業した場合)

○第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学〇〇〇学部〇〇〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
鳥取大学長 (学長名) 学長印	

(備考)

- 1 医学部保健学科については、学科名の次に専攻名を記載する。
- 2 〇の箇所には、各学部別に「地域」、「医」、「工」及び「農」の文字を表示する。

(共同獣医学科を卒業した場合)

共同獣医第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

岐阜大学応用生物科学部・鳥取大学農学部共同獣医学科所定の課程を修めて本学を卒業
したことを認め学士(獣医学)の学位を授与する

年 月 日

鳥取大学長 (学長名) 学長印
岐阜大学長 (学長名) 学長印

別紙様式第2

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

第	号
学 位 記	
氏	名
年	月 日生
本学大学院〇〇〇研究科〇〇〇〇専攻の修士課程(博士前期課程)において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
鳥取大学長 (学長名) 学長印	

(備考) 医学系研究科又は工学研究科の博士前期課程を修了した場合は、「修士課程」を「博士前期課程」と記載する。

別紙様式第3

(医学系研究科の博士課程若しくは博士後期課程又は工学研究科の博士後期課程を修了した場合)

第	号
学 位 記	
氏	名
年	月 日生
<p>本学大学院〇〇〇研究科〇〇〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する</p>	
年 月 日	
鳥取大学長 (学長名) 学長印	

別紙様式第4

(医学系研究科及び工学研究科の論文博士の場合)

	第	号
学 位 記		
	氏 名	
	年 月 日	生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する		
年 月 日		
	鳥取大学長 (学長名)	学長印

別紙様式第5

(連合農学研究科の博士課程を修了した場合)

第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院連合農学研究科〇〇〇専攻の所定の単位を〇〇大学において修得し学位論文
審査及び最終試験に合格したことを認める

鳥取大学大学院連合農学研究科委員会 印

上記の認定により博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

鳥取大学長 (学長名) 学長印

別紙様式第6

(連合農学研究科の論文博士の場合)

	第	号
学 位 記		
	氏	名
	年 月	日生
本学に学位論文		
題名		
を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認める		
鳥取大学大学院連合農学研究科委員会		印
上記の認定により博士(〇〇)の学位を授与する		
年 月 日		
鳥取大学長 (学長名)		学長印

別紙様式第7

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合、工学研究科の博士後期課程を修了した場合、工学研究科の論文博士の場合、連合農学研究科の博士課程を修了した場合及び連合農学研究科の論文博士の場合の英文学位記)

Tottori University		
0000 0000 (name)		
Date of Birth : 0000 00,0000		
Nationality:00000		
has fulfilled all the prescribed requirements for the 0000 Course of the Graduate School and has passed the final examination, and has presented a dissertation		
This dissertation has been accepted by the Course of 000000 in the(United)Graduate School of 000000		
The President of Tottori University has hereby conferred the Degree of 0000 of 0000		
Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000		
Degree Number : 000		
		0000 0000
		President
Official Seal	学長印	Tottori University
		Japan

(備考)

- 1 工学研究科の論文博士の場合は、専攻名は記載しない。
- 2 連合農学研究科の論文博士の場合は、論文名を記載し、専攻名は記載しない。